第２期　福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）概要

１　目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、ニホンザルの健全な個体群の安定的維持を図りながら、農業被害、生活環境被害、人身被害等の防止・軽減を目的とする。

２　計画の期間

令和４年４月１日～令和９年３月３１日

３　管理が行われるべき区域

福井県全域（３つの管理ユニットに区分して管理を実施）

４　状況

・生息状況：生息数は減少しているが、群れ数は増加し、併せて加害レベルも上昇
（加害レベル１以上の群れ：平成26年度 43群、3,100頭 ⇒ 令和2年度 68群、2,525頭）

＜群れの分布状況＞

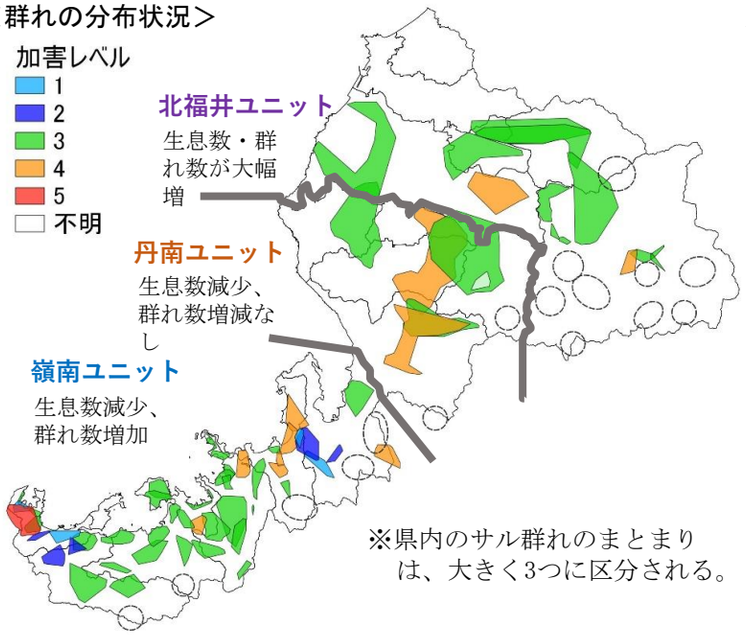

＜加害レベル1以上の群れの状況変化＞

		H26	R2
北福井ユニット	加害レベル１		
	加害レベル２	3群	
	加害レベル３	1群	11群
	加害レベル４		2群
	加害レベル５		
	群れ数合計	4群	13群
	生息数	370頭	606頭
丹南ユニット	加害レベル１		
	加害レベル２		
	加害レベル３	5群	3群
	加害レベル４		2群
	加害レベル５		
	群れ数合計	5群	5群
	生息数	400頭	207頭
嶺南ユニット	加害レベル１	2群	4群
	加害レベル２	4群	5群
	加害レベル３	27群	33群
	加害レベル４	1群	7群
	加害レベル５		1群
	群れ数合計	34群	50群
	生息数	2,330頭	1,712頭
県全体	加害レベル１	2群	4群
	加害レベル２	7群	5群
	加害レベル３	33群	47群
	加害レベル４	1群	11群
	加害レベル５		1群
	群れ数合計	43群	68群
	生息数	3,100頭	2,525頭

＜加害レベル別の群れの特性＞

レベル１	たまに集落に出没するが、ほとんど被害を与えない。
レベル２	群れの一部が季節的に集落に出没し、農作物被害を与える。
レベル３	群れの大半が季節的に集落に出没し、農作物被害を与える。
レベル４	群れ全体が通年集落に出没し、常時被害を与える。集落への慣れが進み、生活環境被害を与える。
レベル５	群れ全体が通年・頻繁に集落に出没し、常時被害を与える。生活環境被害が大きく、人身被害のおそれがある。

・被害状況：嶺南地域で増加（令和2年：10,175千円）、統計に上らない家庭菜園被害・家屋侵入等の被害も慢性的に発生

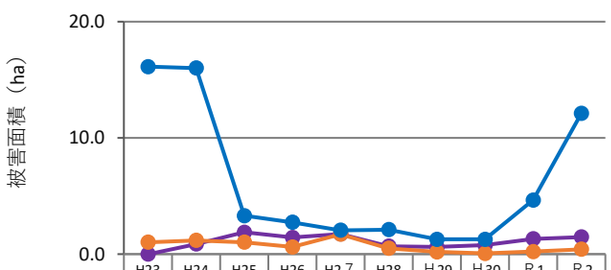

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
北福井	0.0	0.9	1.9	1.4	1.7	0.7	0.6	0.8	1.3	1.5
丹南	1.0	1.2	1.0	0.6	1.7	0.5	0.2	0.1	0.2	0.4
嶺南	16.1	16.0	3.3	2.7	2.1	2.1	1.3	1.3	4.7	12.1
計	17.2	18.1	6.2	4.8	5.5	3.3	2.1	2.1	6.2	14.0

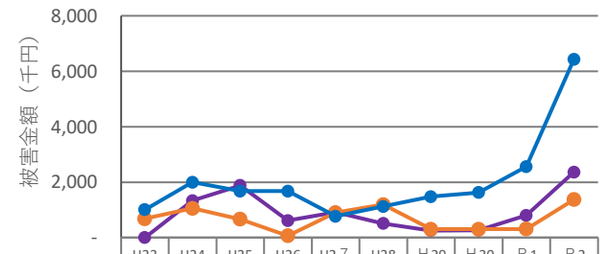

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
北福井	-	1,336	1,881	617	918	514	258	268	803	2,366
丹南	684	1,061	665	71	903	1,192	309	307	313	1,375
嶺南	1,007	1,999	1,677	1,678	771	1,125	1,482	1,626	2,564	6,434
計	1,691	4,396	4,223	2,365	2,592	2,831	2,049	2,201	3,680	10,175

・捕獲状況：平成27年度以降、捕獲数が増加傾向にあり、令和2年度は過去最多の898頭を捕獲

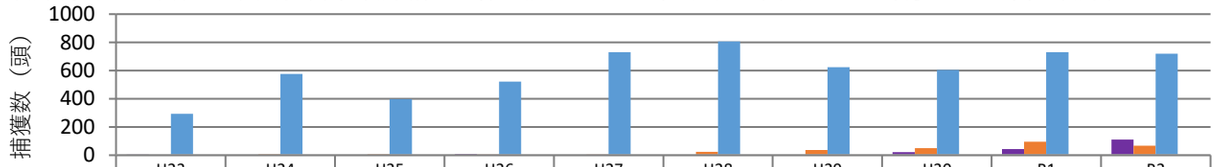

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
北福井	6	0	3	9	3	3	3	23	45	111
丹南	1	8	8	5	6	25	38	50	96	67
嶺南	295	577	399	522	732	808	625	604	732	720
合計	302	585	410	536	741	836	666	677	873	898

５　管理の目標

・全頭捕獲を含めた計画的な個体群管理と被害防除対策の推進により、加害レベル4以上の加害群をなくす。
・農作物被害を平成29年度の面積（2.1ha 過去最小値）以下まで低減するとともに、生活環境や人身被害の発生を抑制する。

６　個体群管理に関する事項

・県内を３つの管理ユニットに区分し、市町、専門家、県で構成するユニット会議を創設する。
・ユニット会議において策定する群れ管理の地域実施計画に基づき、近隣市町が連携した捕獲により群れの分裂を抑制しながら加害レベルを低下させる。
・群れの加害レベル・規模に応じて適切な捕獲オプション（選択捕獲、部分捕獲、全頭捕獲）の選択による計画的な捕獲を進めるとともに、市町が実施する捕獲事業を支援する。

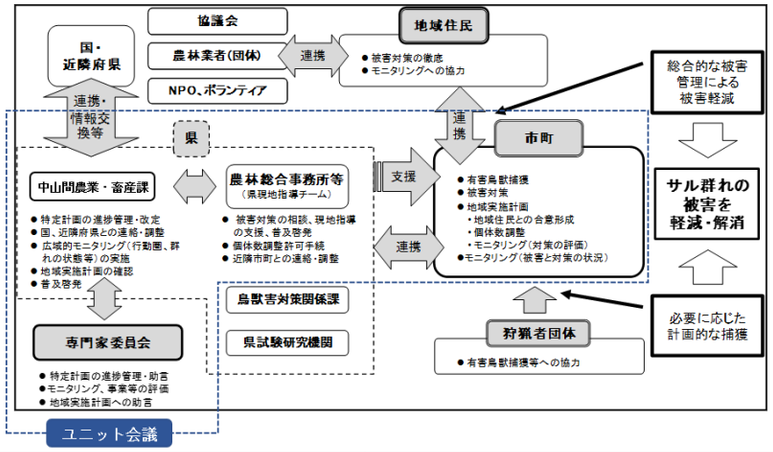

	選択捕獲	部分捕獲	全頭捕獲
主な対象	・加害レベル4以上の個体数が少ない群れ ・群れの加害レベル4未満の群れだが、悪質度の高い問題個体を含む群れ	・加害レベル3以上の個体数が多い群れで、追い払い等の住民主体の被害防除対策を実施しても効率的な成果が得られない群れ ・加害レベルが3未満であっても、個体数が多く分裂のおそれが高い群れ	・加害レベル4以上で、被害防除対策を実施しても被害の軽減が見込まれない群れ
目的	・悪質な個体の優先除去による群れの加害レベル低下 ・問題個体による被害の解消	・群れの存続を前提とし、追い払い等の被害対策の効果が得られやすい30頭程度以下に個体数を減少させる。	・群れの全頭を除去し群れの数を減らす
手法	・ニホンザルの個体識別が可能な捕獲技術者による麻酔銃等を用いた捕獲	・十分な餌付けを行ったうえで、目標頭数に適合した大型捕獲檻を用いて実施 ・遠隔監視装置などを利用した効率的な捕獲方法を採用することを推奨	・十分な餌付けを行ったうえで、目標頭数に適合した大型捕獲檻を用いて実施 ・遠隔監視装置などを利用した効率的な捕獲方法を採用することを推奨
要件	・特になし	・捕獲後の群れの存続性が保たれていること ・既に防護柵の設置や組織的な追い払いなどの被害対策が適切に実施されており、捕獲後も存続する群れが被害を拡大しないよう、地域実施計画に基づき持続的に被害対策を実施しうる体制が整っていること	・捕獲後の地域個体群の存続性が保たれていること ・また、既に防護柵の設置や組織的な追い払いなどの被害対策が適切に実施されており、捕獲後も捕獲対象とする群れと隣接する群れが被害を拡大しないよう、地域実施計画に基づき持続的に被害対策を実施しうる体制が整っていること

７　被害防除対策および生息地の保護・整備に関する事項

・統計に上らない家庭菜園等の被害を含めた被害状況のモニタリングを行い、各種施策を組み合わせた総合的対策を実施する。
・地域の実情に応じ、電気柵の整備や住民主体の追払い体制を支援する。
・柿の木等の誘引物除去など集落に寄せつけない環境づくりに関する知識・技術を普及する。

８　その他管理に必要な事項

・県と市町が連携して群れの行動圏や個体数、被害状況、対策の効果等を継続的にモニタリングする。
・県と市町は、年３回以上ユニット会議を開催し、地域実施計画の策定や関係者間による情報共有、施策の検討・評価を行う。